

裁判所が5点の求釈明事項を示し 制御棒挿入問題で関電に明確な回答を求める

日時： 2012年9月5日（水） 午前11時から40分間

場所： 大阪地方裁判所第560号法廷



第5回審尋は、1日でも早い審議を求めるため、原告側が狭い法廷での開催を受け入れた結果、入廷が原告側＝弁護士4名＋原告5名、被告側＝弁護士6名＋事業者（関電）5名の計20名に制限されました。

裁判官3名、書記1名を正面に、向かって左側に原告、右側に被告・関電側が着席しましたが、5名の人選にあたっては、遠くから参加した原告を優先、各府県1名以内という配慮の下、原告団代表および事務局長と、和歌山、大阪の原告に加

えて京都北部の児玉が入廷させていただきました。せっかく参加しながら法廷の外で待機し、5名を送りこんでいただいた皆様に感謝いたします。

◆第5回審尋

本来なら8月の第4回審尋で結審すべきところ、裁判長の質問にまともに答えようとしな（そして答えられない）関電弁護団によって、今回の第5回審尋が設定されるに至ったのです。

こうした経緯から、今回こそ結審を迎えるはずだという当然の期待はまたも裏切られ、審尋に先立ち8月31日付けで関電側から提出された主張書面は論旨不明。たまりかねたのであろう裁判長が、この日、関電側に対して5点にわたって回答を求め、根拠を示すよう促す求釈明を文書で示すに至りました。

裁判所の求釈明は、大飯原発3・4号の「稼働の根拠となる許可は、昭和60年2月（昭和61年2月一部補正）の許可申請書に基づく許可と理解してよいか」という基本的な確認から始まっています。この許可書の事故時の解析の箇所に、制御棒挿入時間の基準値が2.2秒と明記されています。

今回の第5回審尋は、裁判所がこれまで繰り返し関電側に求めてきた内容を、改めて関電側に説き聞かせることに終始しました。5点にわたる求釈明はすべて関電に向けられたもので、制御棒挿入時間関連に絞られています。

釈明のために、さらに1ヵ月以上必要だという関電弁護団に、裁判長は「これまで求めてきたことで、あらたに準備しなければならない内容ではない」とくぎを刺しました。

◆関電の驚くべき主張

【その1】 制御棒挿入時間2・2秒を超えては運転できない事に同意するが、2・2秒を超えても11秒まで具体的な被害は生じないから、2・2秒を超えることを理由として稼働停止を求める原告の主張は根拠がない

(=2・2秒は、運転の許可上守らなければならない、超えてはいけない基準だが、超えても具体的な被害は生じない。原告が、被害が及ぶとして人格権の侵害に基づいて訴えている仮処分裁判では、これは基準だが事実上基準ではない、という主張です)

この主張の一部に関電主張書面(8月31日)6ページから引用すると

『…設置(変更)許可申請時の安全評価においては、設計基準事象を想定した際に、安全指標に関し、保守的な条件設定に基づいて評価した値(保守的評価値)を算定し、保守的評価値が判断基準を満たすことを確認する。評価基準値2・2秒とは、この保守的評価値を算定するための保守的な「条件設定」の1つである。つまり、制御棒挿入時間は、安全指標そのものではなく、設置(変更)許可申請時の安全評価において、安全指標に関し保守的評価値を算定する条件に過ぎず、制御棒挿入時間について、判断基準や保守的評価値が存在するものではない…』?

安全余裕を見込んだ基準を、「保守的」だ、すなわち余裕を持ちすぎている、無駄だと切り捨て、余裕を削り込んで炉心溶融寸前まで安全を食いつぶしていく、3・11以前とおなじ経済性最優先の関電の本質が露骨に示されています。3・11を経てもこのように危険なことを主張しているのです。

そもそも11秒まで安全とする関電の主張は、単一故障を前提としたもので、多くの安全上の機器が同時に使えなくなった福島原発事故の教訓からすれば、この単一故障の仮定そのものが成り立たなくなったのであり、決して認められるものではありません。

さらには、そもそも、これが読み手の理解を得ようとする記述でしょうか。

【その2】債権者(原告)らは活断層の3連動を前提とした主張を行っているが、前提自体が誤りであり、3連動は基準値震動に反映させる必要はない

関電は、その根拠として、8月17日の地震・津波に関する意見聴取会で保安院が「3連動を考慮する必要はない」と表明したことを挙げていますが、その後に関電が開かれた2回の意見聴取会で、保安院が上記の見解を変えたことは平然と無視しています。

(保安院は8月24日、30日の意見聴取会で「熊川断層が陸面にとどまらず、海中に伸びていると見るべきだ」という意見を受けいれています)

念のためと称し、3連動を認めざるを得なくなった場合に備えてもちだしてきた「挿入時間

1・88秒」を、保安院が認めた数値であるかのように装ってきましたが、裁判長は国の審議で妥当と評価されたという主張を裏付ける証拠をあらためて求めました。これも求釈明事項の一つです（「証拠がない」ことは明白です）。

◆司法へのアピール

毎回、審尋が始まる前に、原告の一人武藤北斗さんの肉声によるリードで地裁に向けたアピール行動が行われてきました。今回は「単一故障の・仮定が危ない」「安全指針は・見直し中」などを盛り込んだアピールが、およそ50名の参加者によって約30分行われました。

◆早期結審、稼働停止の判決を1日も早く勝ち取ろう！

みなさま、夏の節電期間は、明日終了します。大飯原発を動かさなくても電気はじゅうぶん足りていました。津波に限定した安全対策すらなおざりにして稼働させた責任は重大です。

免震事務棟は建設に向けたボーリング調査が始まったばかりで、防潮堤のかさ上げやフィルター付きベント、水素再結合装置もなく、避難計画もない再稼働は、私たちの人格権＝安全を日々脅かしています。福島事故が無かったかのように、安全性の強化ではなく、反対にこれを削いでいく関電の反社会性を徹底的に明らかにし、稼働停止の判決をかならず勝ち取りましょう。

次回、第6回審尋は10月10日（水）、午後4時から。次回も地裁前の司法応援コールを行います。入廷者は今回と同じ5名、支援者の傍聴はできませんが、ぜひ審尋をご支援ください。午後3時に大阪地裁の正面玄関に集合し、3時20分からアピール行動を始めます。

☆第6回審尋 大飯原発3・4運転差し止め仮処分裁判☆

10月10日（水）

集 合：15時 大阪地方裁判所 正面玄関

アピール行動：15：20～ 約30分間

審 尋：16：00～ （傍聴は原告5名に限られています）

終了後報告を行います

2012. 9. 6

大飯原発3・4運転差し止め仮処分裁判原告団 事務局

連絡先：

大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 美浜の会気付け

Tel: 06-6367-6580 Fax: 06-6367-6581